

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		<p>附 則 (令和6年5月総長裁定) この規程は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>	
別表第1 (第2条関係) (略)		別表第1 (第2条関係) (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条の3から第7条の5まで及び第7条の9第9号に定める事項	男女共同参画・国際・渉外(基金・同窓会)担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条の3(第8号から第11号までを除く。)	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事
分掌規程第8条(第2号から第4号まで及び第9号に限る。)及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事	分掌規程第8条(第1号を除く。)及び第28条に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事
分掌規程第13条から第20条までに定める事項	財務・施設・環境担当の理事	分掌規程第13条から第20条まで及び第29条に定める事項	財務・施設・環境担当の理事
分掌規程第2条(第9号を除く。)、第2条の2、第3条(第1号を除く。)、第7条の2、第7条の7、第7条の8(第5号から第7号までを除く。)	総務・労務・人事・危機管理担当の理事	分掌規程第2条、第2条の2、第7条の2、第7条の7、第7条の8(第5号及び第6号を除く。)、第7条の9(第6号及び第9号を除く。)	総務・労務・人事・危機管理担当の理事
及び第7条の9(第6号及び第9号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項		及び第27条の4(第2号から第4号までに限る。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	
分掌規程第21条から第25条までに定める事項	教育・学生・入試担当の理事	分掌規程第26条(第3号及び第4号を除く。)に定める事項	研究推進担当の理事
		分掌規程第21条から第25条の2まで、第25条の3(第1号に限る。)、第25条の4(第4号に限る。)	教育・学生・入試担当の理事
		及び第25条の5(第1号を除く。)に定める事項	
分掌規程第27条に定める事項	産官学連携担当の理事	分掌規程第7条の3(第8号から第10号までに限	産官学連携担当の理事

改正前		改正後	
		る。)に定める事項	
分掌規程第7条の8第7号、第26条第4号及び第29条並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事	分掌規程第25条の3(第5号に限る。)、第27条から第27条の3まで及び第27条の4(第6号に限る。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事
分掌規程第8条(第5号から第8号までに限る。)及び第26条(第3号及び第4号を除く。)に定める事項	研究・評価担当の理事		
(略)		(同 左)	
		分掌規程第25条の3(第3号及び第4号に限る。)及び第25条の4(第4号を除く。)に定める事項	国際高等教育院担当の副学長
分掌規程第3条第1号及び第7条の8(第5号及び第6号に限る。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第7条の8(第5号及び第6号に限る。)及び第27条の4(第1号及び第5号に限る。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長
(略)		(同 左)	
分掌規程第10条(第3号、第5号及び第7号に限る。)に定める事項	男女共同参画・国際・渉外(基金・同窓会)担当の理事又は国際戦略担当の副学長	分掌規程第7条の3(第1号に限る。)に定める事項	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事又は産官学連携担当の理事
分掌規程第8条第1号に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事又は教育・学生・入試担当の理事	分掌規程第8条第1号に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事又は教育・学生・入試担当の理事
分掌規程第26条第3号及び第29条の3に定める事項	財務・施設・環境担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事	分掌規程第26条第3号及び第29条の3に定める事項	財務・施設・環境担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事
(略)		(同 左)	
分掌規程第2条第9号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第26条第4号に定める事項	研究推進担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事
		分掌規程第25条の3(第2号に限る。)及び第25条の5(第1号に限る。)に定める事項	教育・学生・入試担当の理事又は国際高等教育院担当の副学長
		分掌規程第10条(第3号、第5号及び第7号に限る。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事又は国際戦略担当の副学長
別表第3(第4条関係)	(略)	別表第3(第4条関係)	(同 左)